

令和 4 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 8 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和7年3月12日 令和6年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和4年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和6年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数
270箇所（H27年度）→ 298箇所（R4年度）
- ・訪問診療を受けている患者数
5,769人（H27年度）→ 6,275人（R4年度）
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）
R2.10時点 414.2人 → R3.10時点445.0人
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持
R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,761件（R1年度）→ 4,000件（R4年度）

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第8期介護保険事業計画に基づくもの
(令和3年度→令和5年度)

- ・小規模な特別養護老人ホーム (1カ所)
- ・小規模な養護老人ホーム (1カ所)
- ・小規模な介護医療院 (1カ所)
- ・介護老人保健施設の大規模修繕・耐震化 (1カ所)

④ 医療従事者の確保に関する事業

医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在により県西部、中山間地域において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
61人（R3年度）→ 28人（R4年度）
- ・ 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R3.10時点 172人）
- ・ しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R3年度 91人 → R4年度 99人 → R6年度 114人
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）
R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%
- ・ 産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R2年度55人 → R4年度55人
- ・ 分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R2年度 18.2人 → R4年度 18.2人
- ・ 小児（二次・三次）救急対応病院数の維持
R3年度 19病院 → R4年度 19病院
- ・ 病院の看護師の充足率
97.2%（R4年度） → 98.0%（R6年度）
- ・ 県内からの医学科進学者数
35人（R3年度） → 50人（R4年度）
- ・ 歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（R3年 216箇所）
- ・ 県内病院における薬剤師の充足率
85.8%（R3年度） → 86.3%（R4年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

（数値目標）

- ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3施設

2. 計画期間

令和4年度～令和8年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標 （計画なし）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持

R5.3時点 33.2% → R7.3時点 32.8%

※【目標値】R3.1.1時点 33.4% → R5.1.1時点 33.4%

③ 介護施設等の整備に関する目標

R4 計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・病院の看護師の充足率

96.2%（R2年度） → 95.7%（R7年度）

※【目標値】97.2%（R4年度） → 98.0%（R6年度）

- ・県内からの医学科進学者数

35人（R3年度） → 43人（R7年度）

※【目標値】35人（R3年度） → 50人（R4年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和5年度介護職員数 16,581人

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

R4計画事業執行なし

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
(計画なし)

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

計画期間中、訪問診療に必要な設備整備等への支援、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、在宅医療提供体制のハード・ソフト両面の整備を図った。

後継者不足による閉院などの影響がある中でも、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

②医療連携の強化・促進

計画期間中、「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR6年度の月平均が5,433件、同意カード発行枚数はR6年度末には77,244となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R4 計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

計画期間中、これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

(6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

R4計画事業執行なし

3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施してい

く。

- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和4年度島根県計画に規定した事業について、令和6年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 4】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 800 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	・ 歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R3年度2回、R4年度2回、R5年度2回、R6年度2回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2%（H29.10）→ 43.9%（R2.3）→33.2%（R5.3）→33.2%（R6.3）→32.8%（R7.3）	
	（1）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、本事業を通じて、歯科衛生士・歯科技工士が歯科医療の実施に必要な知識や技術の向上について、一定の効果があった。往診・訪問診療を行う	

	歯科診療所の維持に向けて、引き続き、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図っていきたい。 （２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、各地区における在宅歯科医療に関わる歯科衛生士及び歯科技工士の取組状況や、課題等の情報共有を効率的に行うことができる。さらに、現場の課題に柔軟に対応した上で、より専門的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながっている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 13】 医師確保計画推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	医師少数区域及び医師少数スポット	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R3年度 91人→ R4年度 99人→ R6年度 114人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R3年度 83.3% → R4年度 86.6%→ R6年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組や医療従事者が働きやすい職場環境づくりを県が支援する。 (1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業 (2)県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費 (3)県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10 件	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 4 年度計画分は執行していない。
	(1) 事業の有効性 令和 4 年度計画分は執行していない。 (2) 事業の効率性 令和 4 年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 16】 院内保育所運営事業	【総事業費】 7,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2年度 78.9% → R3年度 83.3% → R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R3年度 95.9% → R4年度 97.2% → R6年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所の運営費支援 8カ所	
アウトプット指標（達成値）	院内保育所の運営費支援 8カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R7.10月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R7年度 84.8%） （病院の看護師の充足率 R7年度 95.7%） （1）事業の有効性 院内保育所を整備・運営することにより、育休からの早期復帰や退職防止につなげることができ、医療従事者の確保に効果があった。 （2）事業の効率性 旧国庫補助事業の補助要件からの拡充内容を最小限とすることで、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 3,300 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R3 年度 35 人 → R4 年度 50 人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150 校 ・体験事業実施数 6 回	
アウトプット指標（達成値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 117 校 ・体験事業実施数 8 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R7 年度 43 人	
	（1）事業の有効性 小中学生の時期から地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割を考える機会を設けることに努めたが、目標としていた数値には到達しなかった。 中・高校生を対象とした医療現場体験事業については、目標の実施数を達成しており、本事業に参加した児童、生徒が	

	県内で医師として勤務するなど一定の効果が得られている。 （２）事業の効率性 各小中学校で工夫しながら授業を構成しており、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的にふるさと教育を実施することができる。 中高生の医療現場体験は、県内医療機関の協力を得ながら生徒の休業期間中に集中して行うことで、最小限の実施回数で効率的に実施している。 引き続き、県教育委員会と連携・役割分担し、事業の魅力化、効率化について検討を続ける。
その他	

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No. 2 1】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3 施設	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	対象となる施設数 3 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和 6 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 4 年度計画分は執行していない。	
	（１）事業の有効性 令和 4 年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和 4 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 （大項目）参入促進 （中項目）介護人材の「すそ野」拡大 （小項目）地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No.1（介護分）】 保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業	【総事業費】 16,608 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材の確保の状況は、地域の実情により異なるため、市町村の地域の実情に応じた確保対策や定着促進に係る取組も重要となっている。	
	アウトカム指標：2025 年度における介護職員需給ギャップ（461 人）の緩和	
事業の内容（当初計画）	市町村が地域単位で実施する人材確保対策・定着促進事業を支援する。 ・介護や介護の仕事に係る普及啓発活動 ・未経験者や潜在的な介護人材の参入促進 等	
アウトプット指標（当初の目標値）	事業実施市町村数：11 （保険者）	
アウトプット指標（達成値）	事業実施市町村数：12 （保険者）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業実施市町村数：12 （保険者）	
	（１）事業の有効性 広域保険者、市町村が実施する人材確保対策・定着促進事業の実施を支援し、介護人材の確保、定着に資する事業を実施する （２）事業の効率性 広域保険者、市町村がそれぞれ独自で実施する人材確保対策・定着促進事業をの实施を支援することにより、介護人材の確保・定着に資する事業を実施することができる	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 （大項目）参入促進 （中項目）参入促進のための研修支援 （小項目）介護未経験者に対する研修支援事業	
事業名	【No.2（介護分）】 新任介護職員定着支援事業	【総事業費】 225 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材不足の中、未経験で介護職に就いた職員のスキルアップが現場で望まれている。	
	アウトカム指標：2025 年度における介護職員需給ギャップ（461 人）の緩和	
事業の内容（当初計画）	初任段階の介護職員（介護関係の資格等を有しない者）に、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護職員初任者研修受講者： 年間 20 人	
アウトプット指標（達成値）	介護職員初任者研修受講者： 年間 11 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護職員初任者研修受講者： 年間 11 人	
	（１）事業の有効性 事業補助を受けることで、資格がなく経験の浅い介護職員が研修を受講しやすい環境を雇用主（事業所）が整えやすくすることにより、介護職員初任者研修修了者の増加に寄与している。 （２）事業の効率性 より質の高い介護サービスを提供できるようになり、また介護現場に不安のあった職員のスキルやモチベーションが向上することで、早期離職の防止に繋がると考えられる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 外国人留学生奨学金等支給支援事業	【総事業費】 3,124 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。	
	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の緩和	
事業の内容(当初計画)	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対して学費や生活費などを給付する介護施設等について、当該介護施設等が行う奨学金等の一部を助成	
アウトプット指標(当初の目標値)	留学生数・・・30名 1年目(日本語学校) 15名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 15名	
アウトプット指標(達成値)	留学生数・・・18名 1年目(日本語学校) 13名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 5名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 留学生数・・・18名 1年目(日本語学校) 13名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 5名	
	(1) 事業の有効性 介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付する際に、介護施設等の負担軽減を諮ることにより、外国人介護職員の確保を図ることがで	

	きる。 （２）事業の効率性 県が外国人留学生に奨学金を貸与する介護施設に、補助金を交付することにより、介護施設等の負担軽減が図られ、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 （大項目）資質の向上 （中項目）地域包括ケア構築ための広域的人材養成 （小項目）権利擁護人材育成事業	
事業名	【No.4（介護分）】 介護相談員育成に係わる研修支援事業	【総事業費】 570 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスの適正化、地域包括ケアの推進、高齢者の権利擁護の観点から、サービス利用者へのサポートや地域住民等に対する認知症の理解促進といった役割を担う介護相談員の重要性が高まっている。	
	アウトカム指標：介護相談員の養成、活動人数の維持	
事業の内容（当初計画）	・ 介護相談員養成研修受講時の経費支援、研修会（相談員活動報告会議）の運営実施により、介護相談員の養成と資質向上を図る。 ・ 養成研修事業担当者研修への参加により、事業への理解を深める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護相談員活動人数：およそ 60 名（参考：H30.10…69 名、R2.9…61 名） 養成研修終了者数：5 名	
アウトプット指標（達成値）	介護相談員活動人数：47 名 養成研修修了者数：8 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護相談員活動人数：60 名 養成研修修了者数：5 名	
	（１）事業の有効性 ○利用者の権利擁護とサービスの質的向上に向けて、相談員となる者が養成研修を受講することにより、専門的知識や技能の習得など、介護サービス相談員の育成・資質向上につながっている。 （２）事業の効率性 ○介護サービス相談員養成研修を介護サービス相談・地域づくり連絡会へ委託することにより効率的に実施できている。	
その他		